

議第13号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成31年3月20日提出

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

(提案理由)

- ・ 県立学校における学校運営協議会の拡充に伴い、その位置付けを明確化するもの。
- ・ 教科用図書の採択方針に関することの規定の中に、義務教育学校の準用規定を追加するもの。
- ・ 特別支援学校の入学者選抜及び入学者選考並びに入学定員の規定を追加するもの。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提となる事実

県立学校における学校運営協議会の拡充に伴い、その位置づけを明確化するほか、その他所要の規定整備を行うもの。

2 施行日

平成31年4月1日

3 改正の内容

- ・教育委員会の職務権限として、学校運営協議会の設置及び委員の任免に関する規定を追加すると共に、法令等の規定に基づく附属機関の委員の任免と同様に教育長の専決事項とする。
(第1条第1項第15号、第5条第1項第5号)
- ・教科用図書の採択方針に関することの規定の中に、義務教育学校の準用規定を追加する。
(第1条第1項第6号)
- ・入学者選抜の一般方針及び入学定員に関する規定の中に、特別支援学校の入学者選抜及び入学者選考に関する規定を追加すると共に、特別支援学校の幼稚部と入学者選考を行う高等部の入学定員に関することについては、教育長の専決事項とする。
(第1条第1項8号及び9号、第5条第1項第3号)

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第 号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十二年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「第四十九条」の下に「、第四十九条の八」を加え、同項第八号中「高等学校」を「県立学校」に改め、「入学者選抜」の下に「及び入学者選考」を加え、同項第九号中「高等学校」を「県立学校」に改め、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 法第四十七条の六第一項に規定する学校運営協議会を設置し、及びその委員を任命し、又は解任すること。

第五条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第一条第一項第十五号」を「第一条第一項第十四号、第十五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条第一項第九号中特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員に関すること（高等部にあつては、入学者選考を行う場合に限る。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）新旧対照表

（新）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から五まで 略

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（以下この号において「教科書」という。）の採択方針に関する事

七 略

八 県立学校の入学者選抜及び入学者選考の一般方針に関する事

九 県立学校の入学生定員に関する事

十から十三まで 略

十四 法令等の規定に基づく附属機関の委員を委嘱し、又は解嘱すること。

十五 法第四十七条の六第一項に規定する学校運営協議会を設置し、及びその委員を任命し、又は解任すること。

十六から二十まで 略

2 略

第二条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一及び二 略

三 第一条第一項第九号中特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学生定員に関する事（高等部にあつては、入学者選考を行う場合に限る。）

四 略

（旧）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から五まで 略

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（以下この号において「教科書」という。）の採択方針に関する事

七 略

八 高等学校の入学者選抜の一般方針に関する事

九 高等学校の入学生定員に関する事

十から十三まで 略

十四 削除

十五 略

十六から二十まで 略

2 略

第二条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一及び二 略

三 略

五 第一条第一項第十四号、第十五号及び第十八号から第二十号までに掲げる
事項
六 略

付則
略

四 第一条第一項第十五号
事項
五 略

付則
略

及び第十八号から第二十号までに掲げる